

東京地方裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号、令和●●年(〇〇)第●●号 所得税納税告知処分等取消請求事件

国側当事者・国(桑名税務署長)

令和4年8月26日棄却・確定

判 決

原告	社会福祉法人A
同代表者理事	甲
同訴訟代理人弁護士	保坂 志郎
被告	国
同代表者法務大臣	葉梨 康弘
処分行政庁	桑名税務署長 西村 浩司
被告指定代理人	安實 涼子 今西 貴洋 今中 暉 伊藤 陽子 竹村 茂樹

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 桑名税務署長が平成29年8月28日付けで原告に対してした平成24年12月分の源泉徴収に係る所得税の納税告知処分及び重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 桑名税務署長が平成29年8月28日付けで原告に対してした平成26年8月分の源泉徴収に係る所得税及び復興特別所得税の各納税告知処分並びに重加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、桑名税務署長が、原告の代表者理事である甲(以下「本件理事長」という。)が原告の資産から自身の借入金を返済し、本件理事長名義の預貯金口座への入金や本件理事長を名宛人とする小切手の交付を受けるなどして得た経済的利益は、いずれも原告から本件理事長に対する所得税法28条1項に規定する賞与に当たるにもかかわらず、原告はその支払の際にその賞与についての所得税を徴収せず、また、これを納付していないなどとして、原告に対し、平成24年12月分の源泉徴収に係る所得税(以下「源泉所得税」という。)及び平成26年8月分の源泉所得税及び源泉徴収に係る復興特別所得税(以下、併せて「源泉所得

税等」という。)の各納税告知処分(以下、平成24年12月分の源泉所得税に係る処分を「平成24年12月分納税告知処分」、平成26年8月分の源泉所得税等に係る処分を「平成26年8月分納税告知処分」といい、これらを併せて「本件各納税告知処分」という。)並びに本件各納税告知処分に係る重加算税の各賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各納税告知処分と併せて「本件各処分」という。)をしたことについて、原告が、本件理事長は原告から被告の主張するような経済的利益を受けていないなどと主張して、本件各処分の取消しを求める事案である。

1 関係法令等の定め

本件に関する法令等の定めは、別紙1「関係法令の定め」に記載のとおりである。なお、同別紙において定めた略称等は以下においても用いることとする。

2 前提事実

以下の事実は当事者間に争いがなく、又は掲記の証拠及び弁論の全趣旨から認めることができる。

(1) 当事者等

ア 原告

(ア) 設立

原告は、平成24年11月●日に社会福祉法に基づき設立された社会福祉法人である(乙3)。

(イ) 原告の事業

原告は、平成25年8月●日、通所介護・短期入所生活介護を目的とした「老人福祉施設B I」(以下「B I」という。)を開所し、介護事業を営んでいる。また、原告は、上記事業のほか、特養・特定有料老人ホーム・通所リハビリを目的とした「B II」(以下「B II」という。)の開所を計画したが、B IIでの事業は現在に至るまで未開業である。

(ウ) 原告の役員ら

本件理事長は、原告の設立時以来、一貫して原告の代表者を務めている(乙3)。

原告の設立時の本件理事長以外の理事は、乙(本件理事長の夫。以下「乙理事」という。)、丙、丁、戊、C、D、E、F、G、H及びJの11名であり、監事はK及びL(定款では旧姓である「M」として記載されていた。)の2名であった(乙6・附則)。

原告の設立後、このうち、H、L及びKはそれぞれ理事又は監事を辞任し、Nが理事に就任したほか、O及び設立時の理事であった丁が監事に就任した。

(エ) 原告の資産の総額

原告の資産の総額は、設立当初は8000万1000円であったが、平成25年3月31日付けで7698万0227円に変更され、平成26年3月31日付けで2億6332万1981円に変更された(乙3)。

(オ) 原告の定款の内容

原告の定款(乙6)には、概要、以下の条項が定められている。

a 5条(役員の数)

(a) 原告には、役員として、理事12名及び監事2名を置く(1項)。

(b) 理事のうち1名は、理事の互選により理事長となり(2項)、理事長は、原告を

代表する（3項）。

b 9条（理事会）

（a）原告の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行うが、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する（1項）。

（b）理事会は、理事長がこれを招集し（2項）、理事総数の3分の2以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない（5項）。

（c）議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事において議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない（8項）。

c 11条（監事による監査）

監事は、理事の業務執行の状況及び原告の財産の状況を監査しなければならず（1項）、毎年定期的に監査報告書を作成して理事会等に報告するとともに（2項）、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする（3項）。

イ 被告

被告は国であり、処分行政庁の所属する行政主体である。

ウ その他の本件に関する会社

（ア）株式会社P

株式会社P（以下「P社」という。）は、不動産担保ローン及び各種担保ローンの事業を営む株式会社であり、Q（以下「P社代表者」という。）がその代表取締役を務めている（乙9）。

（イ）R株式会社

R株式会社（以下「R社」という。）は、土木工事業等を目的とする株式会社であり、本件理事長及び乙理事がその代表取締役を務めている（乙68）。

（ウ）有限会社S

有限会社S（以下「S」という。）は、土木工事業、建築工事業及び大工工事業等を目的とする特例有限会社であり、T（以下「S取締役」という。）がその取締役を務めている（乙20）。

（2）BIの建築工事に関連する資金の流れ等

ア 独立行政法人U（以下「本件機構」という。）からの借入れ

（ア）原告は、平成24年12月12日、本件機構との間で、証書貸付けの方法により、借入金額を4億2930万円、用途を「老人短期入所施設Bの設置・整備資金」とし、償還期限を平成54年（令和24年）12月10日とする金銭消費貸借契約を締結した（乙14）。

（イ）本件機構は、前記（ア）の契約に基づき、平成24年12月25日に2億円、平成25年2月15日に1億5000万円及び同年5月30日に7930万円を、それぞれV銀行四日市西支店に開設された原告名義の普通預金口座（口座番号●●●●）に振り込んだ（乙15）。

イ BIの建築工事に係る請負契約の締結及び代金の一部支払

（ア）請負契約の締結及びその内容

原告は、平成24年11月25日、W株式会社（以下「W」という。）との間で、WがBIの建築工事を請け負う旨の請負契約（以下「BI工事請負契約」という。）を締結した。

BI工事請負契約に係る工事請負契約書（乙16。以下「BI工事請負契約書」という）には、次のとおりの記載がある。

a 請負代金額 4億6798万5000円
うち工事価格 4億4570万円
うち消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額 2228万5000円

b 請負代金の支払
着工時 2億円
部分払 建て方完了時 1億5000万円
完成引渡し時 1億1798万5000円

c その他
請負代金の支払は本件機構の入金後とする。

(イ) BI工事請負契約に基づく代金の一部支払

原告は、平成24年12月25日、BI工事請負契約に基づく着工時の請負代金の一部として、1億9100万円をX銀行（当時）本店に開設されたW名義の当座預金口座（口座番号●●●●。以下「W口座」という。）に振り込んで支払った（以下「本件振込①」という。）。

ウ W名義による金員の振込み

平成24年12月25日、W名義で、Y銀行東京支店に開設された「S代表 T」名義の普通預金口座（口座番号●●●●。なお、当該預金口座の名義は、平成26年2月10日に「有限会社S 取締役T」に変更された。以下、この名義変更の前後にかかわらず「S口座」という。）に1億4000万円が振り込まれた（乙21・2、4、21枚目。以下「本件振込②」という。）。

エ S口座からの金員の振込み

(ア) 平成24年12月25日、S口座から、Z銀行（当時）四日市支店に開設された「a代表J」名義の普通預金口座（口座番号●●●●。以下「J口座」という。）に2900万円が振り込まれた（乙21・21、26枚目、乙22・4、6枚目。以下「本件振込③」という。）。

(イ) 平成24年12月26日、S口座から、Y銀行東京支店に開設された「株式会社P」名義の普通預金口座（口座番号●●●●。以下「P社口座」という。）に8000万円が振り込まれた（乙21・21、29枚目。以下「本件振込出金」という。）。

オ J口座からの金員の出金

平成24年12月27日、J口座から現金2750万円が引き出された（乙22・4、7、8枚目。以下「本件現金出金」という。）。

カ 本件理事長名義の貯金口座への入金

平成24年12月28日、b農業協同組合（当時）朝日支店に開設された本件理事長名義の普通貯金口座（口座番号●●●●。以下「本件理事長農協口座」という。）に、現金

90万円が入金された（乙23。以下「本件現金入金」という。）。

(3) BⅡの建築工事に関連する資金の流れ等

ア 本件機構からの借入れ

(ア) 原告は、平成26年5月15日、本件機構との間で、証書貸付けの方法により、借入金額を12億0800万円、用途を「特別養護老人ホーム（ユニット型）BⅡの設置・整備資金」とし、償還期限を平成56年（令和26年）5月10日とする金銭消費貸借契約を締結した（乙24）。

(イ) 本件機構は、前記（ア）の契約に基づき、平成26年5月29日に4億2200万円、同年6月16日に300万円、同年7月25日に6億円及び同年12月25日に1億5300万円を、それぞれV銀行富田支店に開設された原告名義の普通預金口座（口座番号●●●●）に振り込んだ（乙25）。

イ BⅡの建築工事に係る請負契約の締結及び代金の一部支払

(ア) 請負契約の締結及びその内容

原告は、平成26年2月10日、d株式会社（以下「d」という。）との間で、dがBⅡの建築工事を請け負う旨の請負契約（以下「BⅡ工事請負契約」という。）を締結した。

BⅡ工事請負契約に係る工事請負契約書（乙26。以下「BⅡ工事請負契約書」という）には、次のとおりの記載がある。

a 請負代金額	14億7960万円
うち工事価格	13億7000万円
うち消費税等の額	1億0960万円
b 請負代金の支払	
着工時	4億円
鉄骨建方完了時	6億円
完成時	4億7960万円

(イ) BⅡ工事請負契約に基づく代金の一部支払

a 原告は、平成26年2月13日、BⅡ工事請負契約に基づく着工時の請負代金として、4億円をV銀行川原町支店に開設されたd名義の当座預金口座（口座番号●●●●●）に振り込んで支払った（乙27）。

b 原告は、平成26年7月25日、6億円をe銀行（当時）四日市支店に開設されたd名義の当座預金口座（口座番号●●●●●。以下「d口座」という。）に振り込んで支払った（乙25。以下「本件振込④」という。）。

ウ d口座からの金員の振込み

平成26年7月30日、d口座から、「f」（以下「f銀行」という。）に開設された「g」名義の預金口座（口座番号●●●●●。以下「g社受取口座」という。）に3億円が振り込まれた（乙30、33の1、2。以下「本件国外送金」という。）。

エ f銀行の預金口座からの金員の振込み

平成26年8月15日、f銀行に開設された「g」との口座名の預金口座（口座番号●●●●●。以下「g社送金口座」という。）から6000万円が送金された（乙33の1、2）。

同月19日、h銀行四日市支店に開設された本件理事長名義の普通預金口座（口座番号●●●●。以下「本件理事長h口座」という。）に6000万円が入金された（乙32。以下「本件送金」という。）。

オ 本件理事長を名宛人とする小切手の振出し等

（ア）本件理事長を名宛人とする小切手の振出し

i銀行は、平成26年8月28日、名宛人を本件理事長、支払地を同銀行東京支店とし、額面金額を2750万円とする8枚の小切手（以下「本件各小切手」という。）を振り出し、本件理事長に送付した。本件理事長は、同月30日、本件各小切手を受領した（以下、これらの本件各小切手の送付及び受領を併せて「本件各小切手交付」という。）。

（イ）本件各小切手の取立て

本件理事長は、平成26年9月19日から平成27年1月5日にかけて、Z銀行に対して本件各小切手の取立てを依頼し、Z銀行富田支店に開設された本件理事長名義の普通預金口座（口座番号●●●●。以下「本件理事長Z口座」という。）に8回にわたって合計2億1967万0112円の入金を受けた。

（4）本件各処分及びその後の手続

ア 名古屋国税局査察部及び桑名税務署による調査

名古屋国税局査察部は、平成27年4月14日、本件理事長を嫌疑者として、国税犯則取締法（平成29年法律第4号による廃止前のもの。）に基づく調査（以下「本件犯則調査」という。）を開始した。

また、桑名税務署の職員は、平成29年7月26日、国税通則法74条の2（平成29年法律第4号による改正前のもの。）に基づき、原告に対する調査（以下「原処分調査」という。）を開始した。

イ 桑名税務署長による本件各処分（乙1）

桑名税務署長は、原処分調査に基づき、本件振込出金、本件現金入金、本件送金及び本件各小切手交付（以下、総称して「本件各送金等」という。）は、いずれも、原告から本件理事長に対する所得税法28条1項に規定する賞与の支払に当たり、原告はその支払の際にその賞与についての所得税を徴収せず、また、これを納付していないなどとして、平成29年8月28日、別表1「本件各処分の課税の経緯」の「本件各処分」欄に記載のとおり、本件各処分をした。

ウ 審査請求

原告は、平成29年11月27日、本件各処分の取消しを求めて、国税不服審判所長に対する審査請求をしたものの、同審判所長は、平成30年11月6日付けで、原告の審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした（乙2の1、2、甲2）。

エ 本件訴えの提起

原告は、令和元年5月8日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著な事実）。

3 被告の主張する本件各処分の根拠及び適法性

被告の主張する本件各処分の根拠及び適法性は、別紙2「被告の主張する本件各処分の根拠及び適法性」のとおりである。

原告は、後記4の争点に関する部分のほかに、本件各処分の根拠及び適法性を争っていない。

4 争点

- (1) 本件各送金等により、本件理事長が原告から所得税法28条1項に規定する給与所得を得たといえるか(争点1)
- (2) 原告の行為が重加算税の賦課要件を充足するか(争点2)

5 争点に関する当事者の主張の要旨

- (1) 争点1(本件各送金等により、本件理事長が原告から所得税法28条1項に規定する給与所得を得たといえるか)について

ア 被告の主張

所得税法28条1項にいう給与所得とは、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいい、代表権を有する社会福祉法人の理事長が、法人経営の実権を掌握し、当該法人を実質的に支配しているような場合であって、そのような理事長が、自己の権限を濫用して、当該法人の事業活動を通じて得た経済的利益は、給与支出の外形を有しない利得であっても、法人の資産から支出をし、その支出を利得、費消したと認められる場合には、特段の事情がない限り、当該法人の理事長がその地位及び権限に対して受けたものであると認められ、雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価である給与に該当する。

そして、以下のとおり、原告の代表権を有する本件理事長は、原告の経営の実権を掌握し、原告を実質的に支配していたと認められ、かつ、本件各送金等はいずれも、原告の資産から支出された財産を本件理事長が利得したものであり、かつ、本件理事長が自己の権限を濫用して原告の事業活動を通じて得た経済的利益であるということが出来るから、本件理事長はこれにより、原告から給与所得を得たというべきである。

(ア) 原告と本件理事長との関係

本件理事長は、原告の設立時から一貫して代表権を有する原告の理事長であり、その設立に際し原告の資産の総額となる8000万1000円を拠出したこと、原告の設立時の役員及び原告の設立後に役員になった者のうちの大半は、本件理事長から依頼を受けて原告の理事又は監事に就任していることからすれば、原告の設立に際しては、資産構成及び人的組織構成の両面において本件理事長が主導的な役割を果たしていた。そして、本件理事長及び乙理事以外の役員らは、原告の事業内容も十分に把握しておらず、理事や監事としての通常業務を行っていなかった上、原告の理事会の招集通知すら受け取っていなかったことがうかがわれ、平成24年6月3日から平成26年12月20日までの間に開催されたとされる合計13回の理事会については、議事録に記載されているにもかかわらず実際には理事会に出席していない理事及び監事も多くおり、少なくとも12回の理事会については定款が定める理事会開催及び議決の要件を欠いていたことからすれば、原告の意思決定及び事業遂行は、代表者たる本件理事長によって行われていたというほかに、本件理事長が原告の経営の実権を掌握し、原告を実質的に支配していたと評価すべきである。

(イ) 本件現金入金及び本件振込入金について

a BI工事請負契約上の請負代金額及び本件振込②の性質

- (a) 原告とWとの間のBI工事請負契約書には、請負代金は4億4570万円(消費

税等を除く。)と記載されているところ、本件犯則調査におけるWの相談役であるj(以下「W相談役」という。)及びWの会長であるm(以下「W会長」という。)の供述内容等を踏まえると、Wは、B Iの建築工事の代金を2億6500万円(消費税等を除く。)と見積もっていたものの、本件理事長の指示によって請負代金が増額変更されたB I工事請負契約が締結され、その内容を反映したB I工事請負契約書が作成されたと認められる。

- (b) 原告は、平成24年12月25日、本件機構から2億円の入金を受け、同日、増額された請負代金の一部として、1億9100万円をW口座に振込入金しており(本件振込①)、さらに、同日には、上記振込入金の後、W口座からS口座に1億4000万円が振込入金されている(本件振込②)ところ、本件犯則調査におけるW相談役及びS取締役の供述内容等によれば、Sは事業実態のない法人であり、上記S口座への振込入金は、B Iの建築工事に係る支払ではないことはもちろん、Wが同日付けで作成した「確認書」と題する書面(乙19。以下「B I確認書」という。)に記載されているような施設用品等に係る支払でもないことは明らかである。
- (c) 以上によれば、本件理事長は、自己の権限を濫用し、B Iの建築工事の請負代金を増額することによって余剰資金を捻出し、当該資金を原告の資産から支出した上、その一部をS口座に入金させたと認められる。

b 本件振込②と本件振込③、本件現金出金及び本件現金入金との関係

- (a) 平成24年12月25日、S口座からJ口座に2900万円が振込入金され(本件振込③)、同月27日、J口座から2750万円が出金されている(本件現金出金)ところ、本件犯則調査におけるS取締役及びJの供述内容に加え、J口座のキャッシュカードが本件理事長の自宅から発見されたこと、本件理事長が本件現金出金の2日前である同月25日、J口座のキャッシュカードを使用して、J口座から振込出金を行っていたことを併せて考えれば、本件振込③及び本件現金出金がされた当時、S口座及びJ口座は本件理事長の管理下にあり、J口座から引き出された2750万円は本件理事長が管理するに至ったというべきである。
- (b) 平成24年12月28日、本件理事長農協口座に90万円が入金されている(本件現金入金)ところ、本件犯則調査においてB Iの理事長室で発見された「Y銀行」と記載のある書面(乙66。以下「本件資金フロー図」という。)の記載に加え、本件現金入金が本件振込③の3日後に行われており、日時が近接していること、本件現金入金が原告の資産がS口座に入金されたことを知っている本件理事長の意思決定に基づいて行われたと認められることからすれば、原告の資産である本件現金出金に係る2750万円の一部が本件現金入金の資金に充てられたと認められる。
- (c) 以上によれば、本件理事長は本件振込②によりS口座に入金された原告の資産の一部をもって本件現金入金を行い、これによって90万円の利得を得たというべきである。

c 本件振込②と本件振込出金との関係

- (a) 本件理事長は、P社から8000万円の借入れを受け(以下、P社から貸し付けられた8000万円を「本件借入金」という。)、これを原告に贈与したものであり、これが原告の基本財産の原資となった。このことは、平成24年7月18日から同

年11月15日までのP社、本件理事長及び原告の間の資金移動の状況並びにこれに関する本件理事長の本件犯則調査における供述等により明らかである。

(b) 前記aのとおり、本件振込②によりS口座に入金された1億4000万円は、原告の資産から支出された資金であるところ、平成24年12月26日に行われたS口座からP社口座への8000万円の振込（本件振込出金）は、本件振込②の翌日という近接した時期にされたものであること、当時S口座の管理は本件理事長が行っており、本件振込出金は原告の資産がS口座に入金されたことを知る本件理事長の意思決定に基づいて行われたことからすると、原告の資産の一部が本件振込出金に係る資産に充てられたと認められる。

(c) そして、本件振込出金の金額は本件借入金と同額であり、同出金に関するP社代表者の名古屋国税局の担当職員の質問に対する供述によれば、本件振込出金によって本件借入金が返済されたと認められる。

(d) 以上によれば、本件理事長は、原告の資産によって8000万円の利得を得たと評価すべきである。

(ウ) 本件送金及び本件各小切手交付について

a BⅡ工事請負契約上の請負代金額及び本件国外送金の性質

BⅡ工事請負契約の請負代金は、請負人であるdが見積もっていた請負代金が8億1000万円（消費税等を除く。）であったところ、これを14億7960万円に増額するよう本件理事長が指示したため、同金額に増額変更された。

原告は、増額されたBⅡ工事請負契約の請負代金の一部として6億円をd口座に振込送金し（本件振込④）、dは、その一部である3億円を、本件理事長の指示により、g社受取口座に送金した（本件国外送金）。g社は、医療機器の取扱いを業としておらず、実際にBⅡに医療機器を設置するためのdとの調整等を行ったこともないのであるから、本件国外送金は医療機器の代金の支払として行われたものではない。

これらの事実は、dの顧問であるn（以下「d顧問」という。）の供述等から明らかである。

したがって、本件理事長は、自己の権限を濫用し、BⅡの建築工事の請負代金を増額することにより捻出した余剰資金を原告の資産から支出させた上、d口座を経由して、その一部をg社口座に入金させたと認められる。

b 本件国外送金と本件送金との関係

g社受取口座とg社送金口座とは同一の口座であり（以下、これらの口座が同一の口座であることを前提とする場合の同口座を「g社口座」という。）、g社口座に入金された3億円のうち6000万円は、平成26年8月19日、本件理事長h口座に送金された（本件送金）。本件理事長h口座の名義人が本件理事長であり、同口座の預金通帳が本件犯則調査の際本件理事長の自宅で発見されたことからすれば、同口座は本件理事長が管理していたものというべきであるから、本件理事長は、本件送金によって、6000万円の利得を得たというべきである。

c 本件国外送金と本件各小切手交付との関係

g社口座に入金された3億円のうち2億2000万円は、平成26年8月26日、qの子会社であるr（以下「r社」という。）に送金され、同月28日、r社を依頼

人とし、名宛人を本件理事長とする額面合計額2億2000万円の本件各小切手が振り出された後、本件理事長は、同月30日、本件各小切手を受領した（本件各小切手交付）。そして、本件理事長は、同年9月19日から平成27年1月5日までの間に、Z銀行に対して本件各小切手の取立てを依頼し、本件理事長Z口座に本件各小切手の額面金額から手数料の額を控除した全額の入金を受けた。したがって、本件理事長は、本件各小切手の額面合計額に相当する2億2000万円の利得を得たというべきである。

イ 原告の主張

給与所得とは雇用契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいうと解すべきであり、社会福祉法人の理事長が、自己の権限を濫用して、当該法人の事業活動を通じて得た経済的利益は、これに当たらない。法人代表者が、自己の権限を濫用して、当該法人の資産から支出をし、その支出を利得又は消費した場合には、当該法人は特別背任罪等の犯罪の被害者に当たるのであって、そのような法人に源泉徴収義務を課すのは、所得税法183条1項の趣旨に反する。

(ア) 原告と本件理事長との関係

本件理事長が原告の経営の実権を掌握し、原告を実質的に支配していたとの主張は争う。

原告の基本財産の原資は、P社からR社が借り入れた資金であり、本件理事長がこれを拠出したものではない。また、原告の理事会は、何回かは書面を作成しただけであったことはあるが、相当程度適切に開催されているし、原告の役員らが原告の事業内容を十分に把握していなかったということはあり得ない。本件理事長から依頼を受けて原告の役員に就任したとか、理事会に全く又はほとんど出席していなかったなどとする原告の役員らの質問てん末書は、そもそも同人らの供述を録取したものであるか疑問がある上、本件理事長に対する所得税法違反嫌疑事件についての査察調査が行われていること等を告げた上で質問するという、各被質問者に予断や偏見を与える不適切な質問方法が用いられたものであるから、各質問てん末書にはいずれも信用性がない。

(イ) 本件現金入金及び本件振込出金について

a B I 工事請負契約上の請負代金額及び本件振込②の性質

(a) B I 工事請負契約書に記載された請負代金額4億4570万円は、Wが取得する請負代金2億6500万円に加えて、同社からその下請けであるSを通じて孫請けであるt等に支払われる金額も含まれているものであり、正当な請負代金額であるから、本件理事長が、自己の権限を濫用し、B I の建築工事の請負代金を増額させたとの事実はない。W相談役及びW会長の質問てん末書は、前記（ア）の原告の役員らの質問てん末書と同様の点に加え、Wは、B I の建築工事における自らの違法行為を巡り原告との間で紛争となっており、原告を倒産させることでその追及を免れるために、処分行政庁に対して虚偽の申立てをしたものであるから、W相談役及びW会長の供述はいずれも信用できない。さらに、本件資金フロー図には、S口座からWに2000万円が支払われたとの記載があるにもかかわらず、本件犯則調査において、W相談役及びW会長に対してかかる支払に関する質問がされていないのであるから、被告とWとの間で何らかの取引がされた可能性が否定できず、この点

からもW相談役及びW会長の供述は信用できない。

(b) Sは事業実態のない法人ではない。WからSへの1億4000万円の振込入金(本件振込②)はBIで使用されるベッドや入浴関係の機器や備品の購入代金の支払であり、これに反するW相談役等の質問てん末書は前記(a)と同様の理由から信用できない。

b 本件振込②と本件振込③、本件現金出金及び本件現金入金との関係

(a) 本件理事長は、S口座及びJ口座の作成には関与しておらず、S口座及びJ口座並びにJ口座から引き出された2750万円が本件理事長の管理下にあったとの事実を否認する。S取締役及びJの質問てん末書は、そもそも同人らの供述を録取したものであるか疑問があり、信用できない。

(b) 本件現金出金の2750万円と本件現金入金の90万円とは無関係である。本件資金フロー図は本件理事長が作成したものではなく、本件犯則調査の査察に至るまで見たこともなかったものであって、その内容は不正確である。

c 本件振込②と本件振込出金との関係

(a) P社から本件借入金を借り入れたのはR社であり、本件理事長ではない。これに反する本件理事長の名古屋国税局の担当職員の質問に対する供述は、初めての査察に動揺したことなどにより誤ってしたものである。また、R社は、平成24年11月15日、P社に本件借入金全額を返済した。

(b) 前記a(b)のとおり、本件振込②によりS口座に入金された1億4000万円は下請代金の支払であって、原告の資産から支出された資金ではない。

(c) 前記(a)のとおり、P社に対し本件借入金の返還債務を負うのはR社であり、かつ、本件借入金は本件振込出金の時点でR社により返済済みであるから、本件振込出金は本件借入金の返済ではない。

仮に本件振込出金がP社に対する借入金の返済であったとしても、P社から本件借入金を借り入れたのはR社であるから、本件理事長はこれによって利得を得ていない。また、仮に本件借入金の債務者が本件理事長であるとしても、この場合、P社が質権を設定していた本件理事長名義の8000万円の定期預金口座が解約され、当該8000万円は工事資金等として原告のために全額利用されており、P社への返済金相当額が原告に抛出されたことになるから、いずれにせよ本件理事長はこれによって利得を得ていない。

(ウ) 本件送金及び本件各小切手交付について

a BII工事請負契約上の請負代金額及び本件国外送金の性質

BII工事請負契約上の請負代金は、本件機構の了承を得て、医療機器代を含めた金額としたものであり、本件理事長が、自己の権限を濫用し、BIIの建築工事の請負代金を増額させたとの事実はない。仮に、被告の主張するように、同増額が本件理事長が利得を得るためだったのであれば、同増額分のうち1億1000万円について、本件理事長がdに対して何らの支払指示もしていないのは不自然である。

dからg社受取口座への3億円の本件国外送金は、dとg社との間の契約に基づく医療機器代の支払であり、本件理事長の指示によるものではない。本件理事長及び乙理事が医療機器についてdに対する指示や連絡をせず、また、g社がBIIに医療機器

を納入しなかったのは、dによるBⅡの建築工事に建て直しを要する瑕疵があり、かつ、dがBⅡを原告に引き渡していないためである。

d顧問の質問てん末書は、前記(ア)の原告の役員らの質問てん末書と同様の点に加え、dは、BⅡの建築工事における自らの違法行為を巡り原告との間で紛争となっており、原告を倒産させることでその追及を免れるために、処分行政庁に対して虚偽の申立てをしたものであるから、d顧問の供述はいずれも信用できない。

b 本件国外送金と本件送金及び本件各小切手交付との関係

本件国外送金によりg社受取口座に入金された3億円の一部がr社及び本件理事長h口座に送金されたとの事実を否認する。g社受取口座とg社送金口座をそれぞれ所有する「g社」が同一であるかは明らかでなく、上記送金の事実を裏付ける証拠はない。本件理事長h口座に6000万円の送金がされた事実及び本件理事長が本件各小切手を受領した事実はあるが、これらはいずれも、④から本件理事長に対する借入金の返済であって、その依頼人はg社ではなく、g社受取口座に入金された3億円とは無関係である。

仮に、本件国外送金によりg社受取口座に入金された金銭が本件送金及び本件各小切手交付の資金に充てられたとしても、本件理事長はそのほとんどを原告のために拠出したから、これによって利益を得ていない。

(2) 争点2 (原告の行為が重加算税の賦課要件を充足するか) について

ア 被告の主張

原告は、BⅠ及びBⅡの各建築工事の請負代金に仮装して原告の資産から資金を支出した上、当該資金の一部につき、S口座やg社口座等の第三者口座を経由させた後、本件各送金等を行った。したがって、これらの行為によって原告から本件理事長へ支給された賞与は、いずれも事実の仮装によって作出された原告の簿外資産をもって支給されたものというべきであるから、原告は、同賞与の支払に係る事実の一部を隠ぺい又は仮装し、その隠ぺい又は仮装したところに基づき、源泉所得税及び源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったということができる。

また、平成24年12月分納税告知処分及び平成26年8月分納税告知処分に係る源泉所得税及び源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったことについて、国税通則法67条1項ただし書に規定する正当な理由があるとはいえない。

イ 原告の主張

争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点1 (本件各送金等により、本件理事長が原告から所得税法28条1項に規定する給与所得を得たといえるか) について

(1) 給与所得の意義

所得税法28条1項にいう給与所得は、自己の計算又は危険において独立して行われる業務等から生ずるものではなく、雇用契約又はこれに類する原因に基づき提供した労務又は役務の対価として受ける給付をいい、その給付には金銭のみならず金銭以外の物や経済的利益も含まれると解される(最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同56年4月24日第二小法廷判決・民集35巻3号672頁、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同17年1月25日第

三小法廷判決・民集59巻1号64頁、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号同27年10月8日第一小法廷判決・裁判集民事251号1頁参照)。

そこで、まずは、原告と本件理事長との関係について検討した上で(後記(2))、かかる関係を踏まえつつ、本件各送金等が、本件理事長が理事長としての地位に基づき提供した労務又は役務の対価として、原告から受けた給付に該当するといえるかを検討する(後記(3)、(4))。

(2) 原告と本件理事長との関係

ア 設立時の基本財産の抛出

本件理事長は、原告の設立に先立ち、原告設立代表者特別代理人である乙理事との間で、平成24年6月3日付けで、本件理事長が原告に対して「原告の建物建設資金調弁費及び運転資金」として現金8000万1000円を贈与する旨の贈与契約を締結し(乙8)、原告が設立された後の同年11月15日、同契約に基づき、原告に対し8000万1000円を振り込み(乙11・9ないし11枚目、乙12、13)、当該金員が原告の設立時の基本財産となったこと(前記前提事実(1)ア(エ))がそれぞれ認められる。

そうすると、本件理事長は、原告の設立時の基本財産を抛出したものと認めることができる。

イ 役員らの就任の経緯及び職務遂行の実態

(ア) 本件理事長及びその夫である乙理事を除く原告の役員らのうち、少なくとも、丙(乙46)、丁(乙44)、戊(乙47)、C(乙48)、E(乙49)、H(乙50)、J(乙51)、K(乙52)及びL(乙53)は、いずれも、本件犯則調査において、本件理事長からの依頼により理事又は監事に就任した旨供述した。

また、E(乙49)、H(乙50)、J(乙51)、丙(乙54)、丁(乙44)、C(乙48)、L(乙42)及びN(乙43)は、いずれも、本件犯則調査において、原告において開催された理事会に全く出席せず、又はその一部のみしか出席していない旨供述した。出席したことがある旨供述した役員らのうち、丁(乙44)、O(乙45)、J(乙51)及び丙(乙54)は、いずれも、本件犯則調査において、理事会において発言したのは本件理事長及び乙理事のみであり、本件理事長及び乙理事以外の役員らからは全く発言がなく、又は発言があったとしても本件理事長及び乙理事の説明等に対する反対意見等などが出ることはなく終了した旨供述しており、反対意見等が出るなどして、原告の経営に関する実質的な議論が行われた旨の供述は見当たらない。

さらに、原告の役員らのうち、O(乙45)は簡易監査を1度だけ実施し、戊(乙47)は月に6~7回BIを訪れて人間関係が円滑であるか確認した旨、それぞれ本件犯則調査において供述したものの、丙(乙54)、丁(乙44)、C(乙48)、D(乙55)、K(乙52)、L(乙53)及びN(乙43)は、いずれも、本件犯則調査において、このうち一部の者が理事会や施設の竣工式に出席することがあったことなどを除けば、理事又は監事としての業務を行っていない旨供述しており、これらの者を含め、本件理事長及び乙理事を除く原告の役員らが、原告の経営に関する重要な事項の決定に関与した旨の供述は見当たらない。

(イ) これらの供述は、理事会への出席の具体的な回数及び日時等について記憶が不鮮明となっている者もいるものの、相互に整合するものであって、これに反する客観的な証拠

も見当たらないことからすれば、いずれも信用性を認めることができる。なお、原告の理事会の議事録においては、平成25年2月7日から平成26年12月20日までの間に13回開催された理事会全てにおいて、少なくとも9名の理事が出席した旨記録されており（乙56）、上記の供述と齟齬するものではあるものの、議事録が作成された理事会の一部は実際には開催されていないことは原告も認めていることからすれば、これらの議事録の内容を信用することはできず、前記（ア）の各供述の信用性を左右するものではない。

（ウ）これに対し原告は、本件犯則調査における各質問てん末書が、各供述者の供述を録取したものであるか疑問がある旨主張する。しかしながら、これらの質問てん末書にはいずれも各被質問者の署名及び押印がされているところ、それらの署名及び押印が第三者による冒用等であることをうかがわせる事情は何ら存しないし、各質問てん末書の記載内容が不正確であることをうかがわせる事情も何ら見当たらないから、原告の主張は採用できない。

また、原告は、各被質問者に対する質問において、本件理事長に対する所得税法違反嫌疑事件についての査察調査が行われていること等を告げた上で質問をしたことが、各被質問者に予断や偏見を与える不適切なものであるから、各質問てん末書には信用性がない旨主張する。しかしながら、調査の対象となっている嫌疑事件が何であるかを被質問者に伝えることが質問の方法として必ずしも不適切であるということとはできないし、被質問者がこれを知ることによって、直ちに本件理事長に不利な虚偽供述をする動機となるものでもないから、この点を理由としてこれらの質問てん末書の信用性が否定されることにはならない。

なお、Jの陳述書には、本件犯則調査における同人自身の供述は国税局職員から強要されたものである旨の記載があるが（甲4）、これによっても、強要されたとする具体的な態様は明らかでないし、供述のうちどの点が正確でないのかについても何ら説明されていない。一方で、本件犯則調査におけるJの供述（乙51）は、上記のとおり、他の役員らの供述と整合するほか、それ自体具体的であって、不自然な点も見当たらないことからすれば、上記Jの陳述書をもって、本件犯則調査におけるJの供述の信用性が否定されることにはならない。

（エ）したがって、原告の理事会においては、理事らの参加率は低いものであったと認められ、かつ、原告の経営に関する実質的な議論がされていたとかがわれないのであるから、理事会は、本件理事長による原告の経営を制約するものとはなっていなかったとすることができる。

ウ 小括

以上によれば、本件理事長は、原告設立時のその資産の全てを抛出し、かつ、設立時の役員の大部分に対しその就任を依頼したものであって、原告の設立に際し、資産構成及び人的組織構成の両面において主導的な役割を果たしていたと評価することができる。そして、定款上原告の業務の決定の権限を有するとされる原告の理事会は、原告の代表権を有する理事である本件理事長による原告の経営を制約するものとはなっていなかったのであるから、本件理事長は、原告の経営の実権を掌握し、原告を実質的に支配していたと評価することができる。

(3) 本件現金入金及び本件振込出金の給与所得該当性

ア B I 工事請負契約上の請負代金額及び本件振込②の性質

(ア) 請負代金増額の経緯

a 前記前提事実(2)イ(ア)のとおり、平成24年11月15日に締結されたB I 工事請負契約書には、B I 工事請負契約上の請負代金額が4億4570万円(消費税等を除く。)である旨の記載がある。

一方、Wは、同日付けでB I 工事請負契約に係る見積書(乙17。以下「B I 当初見積書」という。)を発行したところ、B I 当初見積書には、請負代金額が2億6500万円(消費税等を除く。)である旨記載されていた。また、原告及びWは、同月25日付けで「社会福祉法人 A 福祉施設新築工事 工事請負契約について」と題する書面(乙18。以下「B I 合意書」という。)を作成したところ、B I 合意書には、B I 工事請負契約書は本件機構への提出用であり本契約ではないこと、現在合意されている請負代金額は2億6500万円であるが、同金額は想定金額であり決定金額ではないこと等が記載されていた。

b (a) 以上の各書面の記載に関し、W相談役は、本事件の証人尋問において、Wは、当初、B I 工事請負契約の請負代金を2億6500万円と見積もり、同金額の見積書を作成したが、これに対し本件理事長から、東京の機関から融資を受けるために必要な資料として、請負代金額を上乗せした見積書及び契約書を作成するよう依頼を受け、これに応じて、本件理事長から指示された金額である4億4570万円を請負代金額とする見積書(乙58・添付資料1)及びB I 工事請負契約書を作成した旨証言し、本件犯則調査においても同旨の供述をした(乙58)。

(b) これらの証言ないし供述は、前記aの事実、とりわけB I 当初見積書に記載された請負代金額とB I 工事請負契約書上の請負代金額との差異を合理的に説明するものであり、かつ、B I 合意書の記載内容と整合するものであるから、信用することができる。

(c) なお、原告は、Wと原告との間でB I の建築工事に係る紛争が生じており、W相談役が原告を倒産させてその責任の追及を免れるために虚偽の申立てをしたものであるから、W相談役の本件犯則調査における供述は信用性がない旨主張する。しかしながら、そもそもWがB I 建築工事について原告に対する何らかの責任を負うかは本件の証拠上明らかでないことに加え、仮に何らかの責任を負うとしても、本件に関しあえて虚偽の供述をし、それによって原告を倒産させることでかかる責任を免れることを企てるとはにわかに考え難く、この点をもってW相談役の供述に信用性がないということとはできない。

また、原告は、本件資金フロー図(乙66)に、S口座からWに2000万円が支払われたとの記載があるにもかかわらず、本件犯則調査において、W相談役に対してかかる支払に関する質問がされていないことから、被告とWとの間で何らかの取引がされた可能性が否定できず、W相談役の本件犯則調査における供述が信用できない旨主張する。確かに、本件資金フロー図の「12/25」の欄には、「20,000,000」との記載の上に、同記載から矢印を引いて

「W」と記載されている部分があり、かかる記載は、本件振込②によってS口座に入金された金員のうち2000万円がWに支払われたことを意味するとも解し得る。しかしながら、仮にかかる支払が存在したとしても、本件振込②によってWからS口座に入金された1億4000万円のうち2000万円が返還されたことを意味するにすぎず、残金の一部が本件振込③及び本件振込出金等によって本件理事長に給付されたか否かなど、本件犯則調査において調査の対象となっていた犯則事実の存否と直接関係する事情とは必ずしもいえないから、同調査を行っていた被告の職員がこれについて特に質問をせず、あるいは、かかる質問をしたとしてもその問答についてはW相談役の質問てん末書に記載しなかったとしても、それが直ちに不合理であるとはいえず、Wと被告との間で何らかの取引がされたことをうかがわせるものではないから、かかる点を根拠として、W相談役の供述に信用性がないということとはできない。

- c したがって、本件理事長は、B I 工事請負契約に関し、Wの当初の見積りより高い金額での見積書及び契約書の作成を依頼し、かかる依頼に基づいてB I 工事請負契約書が作成されたと認めることができる。

(イ) 請負代金額増額の目的及び本件振込②の性質

- a 前記前提事実(2)イ(イ)のとおり、原告は、平成24年12月25日、B I 工事請負契約に基づく着工時の請負代金として、Wに対し、1億9100万円を支払った(本件振込①)。

この支払に関し、Wは、B I 確認書を作成した。B I 確認書には、Wが、同日原告から支払を受ける請負代金1億9100万円のうち1億4000万円は、WがSに対して支払うべき施設用品等の代金に充てられるべき金員であることを確認するとともに、同日限りSに対して同金額を支払うことを確約すること等が記載されていた。

そして、前記前提事実(2)ウのとおり、Wは、同日、S口座に対し1億4000万円を振り込んだ(本件振込②)。

- b (a) 以上の経緯に関し、W相談役は、本件の証人尋問において、原告から支払を受けた1億9100万のうち1億4000万円については、原告から、設備関係又は運転資金等としてSに支払うよう依頼を受け、これに従って振込をしたものの、B I の建築工事においてWからSに対して何らかの工事の施工等を依頼したことはなく、Sの関係者がB I の建築工事の現場で作業を行ったこともない旨、また、本件理事長から、t、③、④及び⑤の4社を下請業者として指定され、Wは、Sを通じて、これらの4社に対する請負代金を支払った旨それぞれ証言した。また、W相談役は、本件犯則調査において、上記証言と同旨の供述をするとともに、Wは、本件理事長の指示により、上記1億4000万円を含めて合計2億3583万円をSに支払っており、このうち平成25年6月27日に支払われた2583万円については、本件理事長からの指定を受けてB I 建築工事において内装工事を行った上記t等の4社に支払われたものの、それ以外の2億1000万円については、Sに支払われた後どのように使われたのかは分からない旨供述していた(乙58)。

これらの証言ないし供述は、B I 確認書の記載内容及び本件振込②の事実と矛

盾しないものであって、その内容自体に特段不自然な点はなく、これに反する客観的な証拠も見当たらないことから、信用することができる。原告とWとの間で紛争が生じていることを理由としてW相談役の本件犯則調査における供述に信用性がないということはできないことは、前記（ア）b（c）のとおりである。

（b）また、S取締役は、本件犯則調査において、Sにおいては、従業員はおらず、建設業であるにもかかわらず建設機械や工具等を所有しておらず、請求書や領収証等の書類を作成したこともない旨、また、S口座は実質的にはS取締役ではなく本件理事長及び乙理事が管理していた旨供述した（乙61、62）。

この供述は、前記（a）のとおり信用することができるW相談役の証言ないし供述と整合するものである一方、これに反する客観的な証拠はなく、信用することができる。

c これらの供述に加え、本件振込②によってSに支払われた1億4000万円について、S自身又はSから依頼を受けた他の業者による工事等の何らかの反対給付がされたとは証拠上うかがわれないことも考え合わせれば、S口座は実質的には本件理事長及び乙理事が管理するものであり、本件振込②は、本件振込①により原告からWに支払われた金員の一部が、本件理事長の指示により、SからWに対する何らの反対給付も伴わずに、S口座へと移転したものであるということが出来る。

そして、そのことからすれば、BI工事請負契約上の請負代金の増額自体が、何らの反対給付も想定しないものであったと認めることができる。

d これに対し原告は、本件振込②によってSに支払われた1億4000万円は、BIで使用されるベッドや入浴関係の機器や備品の購入代金であった旨主張する。

しかしながら、かかる金員によって購入したという機器及び備品の具体的な内容や、その購入に係る契約の相手方及び内容は、何ら明らかにされておらず、上記1億4000万円を原資としてかかる購入がされたことをうかがわせる証拠もない。したがって、原告の主張は具体性を欠き、証拠の裏付けもないものといわざるを得ず、採用することができない。

（ウ）小括

以上によれば、本件理事長は、Wに依頼して、何らの反対給付も想定せずにBI工事請負契約の請負代金額を増額させ、増額された請負代金額を前提として本件機構から貸付けを受けた上で、増額分に係る同代金額の一部として本件振込①を行った上、その一部について、Wに依頼して本件振込②をさせることで、原告の財産をS口座に移転させたと認めることができる。

イ 本件振込②と本件振込③、本件現金出金及び本件現金入金との関係

（ア）本件振込②と本件振込③との関係

前記前提事実（2）エ（ア）のとおり、S口座に1億4000万円の振込（本件振込②）がされた日と同じ日である平成24年12月25日、S口座からJ口座に2900万円が振込入金された（本件振込③）。

本件振込②及び本件振込③は、同じ日に行われたものであることに加え、前記ア（イ）cのとおり、本件振込②は本件理事長からの指示によってされたものであり、かつ、S

口座は実質的には本件理事長及び乙理事が管理するものであったと認められることからすれば、本件振込③は、本件理事長及びその夫である乙理事の意思に基づき、本件振込②によってS口座に入金された金員の一部を、J口座に移動するものであったと認めることができる。

(イ) 本件振込③と本件現金出金との関係

- a 前記前提事実(2)オのとおり、J口座に2900万円の振込(本件振込③)がされた日の2日後である平成24年12月27日、J口座から2750万円が出金された(本件現金出金)。
- b J口座の名義人であるJは、本件犯則調査において、同人が、平成22年初め頃、本件理事長からの指示によりJ口座を作成して、その通帳、印鑑及びキャッシュカード等を本件理事長に交付した旨、また、平成24年12月頃、本件理事長又は乙理事からの指示により、乙理事からJ口座の通帳及び印鑑の交付を受けて、J口座から2000万円ないし3000万円程度の金銭を引き出した後、直ちに当該金銭の全額及び上記通帳及び印鑑を乙理事に交付した旨、さらに、その約半年後、本件理事長又は乙理事からの指示により、上記通帳及び印鑑の交付を受けて、J口座を解約した旨を、それぞれ供述した(乙63)。

この供述は、その内容が具体的であって特段不自然な点はなく、本件現金出金の事実に加え、本件理事長の自宅からJ口座のキャッシュカードが発見された事実(乙64)と符号するものである一方、これに反する客観的証拠は見当たらないものであるから、信用することができる。なお、Jの供述に信用性がない旨の原告の主張が採用できないことは、前記(2)イ(ウ)のとおりである。

- c 上記Jの供述に加え、本件振込③がされた日と同じ日である平成24年12月25日、本件理事長自身が、J口座のキャッシュカードを利用して送金を行ったこと(乙65)も考え合わせれば、J口座は、本件振込③及び本件現金出金がされた時点で、実質的には本件理事長及び乙理事によって管理されており、本件現金出金は同人らの指示に基づいて行われたと認めることができる。そして、そのことに加えて、本件理事長及び乙理事の意思に基づき行われた本件振込③から時間的に近接した時期に本件現金出金が行われたことに鑑みれば、本件現金出金は、本件理事長及び乙理事の意思に基づき、本件振込③によって入金された金銭の一部を出金するものであったと認めることができる。

(ウ) 本件現金出金と本件現金入金との関係

- a 前記前提事実(2)カのとおり、J口座から2750万(本件現金出金)がされた日の翌日である平成24年12月28日、本件理事長農協口座に現金90万円が入金された(本件現金入金)。
- b (a) 本件犯則調査においてBIの理事長室において差し押さえられた本件資金フロー図(乙66)には、冒頭に「Y銀行」との記載があるのに続き、「12/25」の欄に「J29,000,000」との記載があり、その直下に「12/27日 27,500,000出 Zから」との記載があり、その右側に、同記載から矢印が引かれて、「¥23,000,000 ㊦さんへ返済 12/27日」との記載があり、さらにその右側に、「12/27 残4,500,000」と

の記載があり、その右側には同記載から多数の破線が引かれて、人名等及び数字が記載されているところ、その1つとして、「農協甲 900,000」との記載があることが認められる。また、「12/26」の欄には、「¥11,000,000」との記載があり、その右側に、同記載から矢印が引かれて、「㊤さん返済 12/27日」との記載があり、この記載と上記「¥23,000,000 ㊤さんへ返済 12/27日」との記載とが線で結ばれて、その右側に、下線の引かれた「¥34,000,000」との記載があることが認められる。

これらの記載のうち、「J29,000,000」とあるのは、平成24年12月25日に、Y銀行に開設されたS口座から、J口座に2900万円が振り込まれた事実（本件振込③）と符合する。また、「12/27日 27,500,000出 Zから」とあるのは、同月27日に、Z銀行に開設されたJ口座から2750万円が出金された事実（本件現金出金）と符合する。さらに、「¥23,000,000 ㊤さんへ返済 12/27日」及び「㊤さん返済 12/27日」との各記載が線で結ばれて、その右側に「¥34,000,000」との記載があるのは、同日、㊤からR社に対して、「元本金の返済金額」として3400万円の領収証が発行されていること（乙67）と符合する。

そうすると、本件資金フロー図は、S口座及びJ口座を利用してされた資金の流れが正確に記載されているものと評価することができ、その記載内容は信用することができる。

- (b) これに対し、原告は、本件資金フロー図は本件理事長が作成したものではなく、その内容は不正確である旨主張する。しかしながら、前記(a)のとおり、本件資金フロー図には、客観的な証拠から明らかな資金の流れと符合する記載が複数存在する一方、客観的な証拠と矛盾する記載は見当たらない。そして、そのような資金の流れの全体像を知悉する者が、本件理事長の意思とは無関係に、その一部のみについて不正確な記載を混入させて本件資金フロー図を作成した上で、BIの理事長室にこれを放置するという行為は合理的には考えられないのであるから、上記原告の主張は採用できない。

また、前記ア(ア) b(c)のとおり、本件資金フロー図には、S口座からWに対し、2000万円が支払われたことを意味するとも解し得る記載があるが、本件資金フロー図中に必ずしもその趣旨が明らかでない記載があるからといって、本件資金フロー図全体の信用性が否定されるものではないから、上記記載の存在を理由として本件資金フロー図に信用性がないということとはできない。

- c その上で、本件資金フロー図の「12/27 残4,500,000」との記載及び「農協甲 900,000」との記載は、本件現金出金により出金された2750万円のうち、㊤への返済に充てられた2300万円を除く残金450万円の一部である90万円について、本件理事長農協口座に入金されたことを意味するものと解釈するのが自然である。

この記載に加え、本件現金入金と本件現金出金の翌日にされたものであることも考え合わせれば、本件現金出金により出金された2750万円の一部である90万円が、

本件現金入金により本件理事長農協口座に入金されたものと認めることができる。

- d そして、本件資金フロー図は、原告が管理する施設であるB Iの理事長室において発見されたものであり、前記b (b)のとおり、本件理事長の意思とは無関係に第三者が作成した者とは考え難いことからすれば、本件資金フロー図が本件理事長の自筆によるものであるかどうかはともかく、少なくとも、本件理事長はその記載内容を認識していたものと認めることができる。そのことに加え、本件現金出金及び本件現金入金の原因となる本件振込②が、本件理事長による原告財産の移転といえること、前記(イ) cのとおりJ口座は本件理事長及び乙理事が管理するものであり、乙理事は本件理事長の夫であること、本件理事長農協口座は本件理事長自身の名義のものであることも考え合わせれば、J口座からの本件現金出金及びそれにより出金された金銭の一部を本件現金入金により本件理事長農協口座に入金したのは、全て本件理事長の意思によるものであったと認めることができる。

(エ) 小括

以上によれば、本件理事長は、本件振込②によってS口座に入金された金員の一部である90万円を、J口座を経由して本件理事長農協口座に入金させたと認めることができる。

ウ 本件振込②と本件振込出金との関係等

(ア) 本件振込②と本件振込出金との関係

前記前提事実(2)エ(イ)のとおり、WがS口座に1億4000万円の振込(本件振込②)を行った翌日である平成24年12月26日、S口座からP社口座に対し、8000万円の振込(本件振込出金)がされた。

前記イ(ウ) bのとおり信用できる本件資金フロー図(乙66)には、「12/26」の欄に「80,000,000 Pへ返済」との記載があり、この記載は、S口座の残高のうち8000万円が、P社からの借入金に対する返済に充てられたことを意味すると解するのが合理的である。この記載に加え、本件振込②と本件振込出金とが時間的に近接していることも考え合わせれば、本件振込②によりS口座に入金された金員の一部である8000万円が、本件振込出金によりP社に支払われたものと認めることができる。

そして、前記ア(イ) cのとおりS口座は本件理事長及び乙理事が実質的に管理するものであり、乙理事は本件理事長の夫であること、前記イ(ウ) dのとおり本件理事長がその内容を認識していたと認められる本件資金フロー図に、上記のとおり本件振込出金を意味すると認められる記載があることからすれば、本件振込出金は、本件理事長の意思に基づいてされたものであると認めることができる。

(イ) 本件借入金の債務者

- a 後掲の証拠及び弁論の全趣旨から、次の事実を認めることができる。

本件理事長及び原告設立代表者特別代理人である乙理事は、原告の設立に先立ち、平成24年6月3日付けで、本件理事長が原告に対し、「原告の建物建設資金調弁費及び運転資金」として現金8000万1000円を贈与する旨の贈与契約を締結した(乙8)。なお、同契約に係る契約書には「80,001,000万円」との記載があるが、上記金額の誤記と認められる。

その後、P社は、平成24年7月18日、h銀行神谷町支店に開設されたY銀行東京支店名義の当座預金口座に8000万円を送金した(乙10・3枚目、乙87・別紙)。同日、P社の普通預金口座が開設されたe銀行(当時)赤坂見附支店を振込元として、上記Y銀行東京支店に開設された本件理事長名義の普通預金口座(口座番号●●●●。以下「本件理事長Y普通口座」という。)に8000万円が入金され、本件理事長Y普通口座への入金時の振込依頼人欄には「甲」と記載されていた(乙11・9ないし10頁、乙86)。これらの事実からすると、P社から送金された上記の8000万円は、本件理事長Y普通口座に入金されたと認めることができる。そして、当該8000万円は、同月19日、同支店に開設された本件理事長名義の定期預金口座に振り替えられるとともに(乙11・9ないし11枚目)、同日、同定期預金債権に対し、P社を質権者とする質権が設定された(乙85、乙92・2枚目)。

その上で、本件理事長は、同年11月15日、同定期預金を解約して、本件理事長Y普通口座に8003万4631円を入金したのち、本件理事長Y普通口座から原告Y口座に8000万1000円を振り込んだ(乙11・9ないし11枚目)。

- b これらの資金の流れに関し、P社代表者は、本件犯則調査において、P社が平成24年7月頃にR社に対して8000万円を貸し付けた旨供述した(乙71)。また、本件理事長も、本件における代表者尋問において、同旨の供述をしたほか、原告の設立に際し、その基本財産は本件理事長が個人として贈与する必要があるとされたことから、R社がP社から借り入れた8000万円をさらに本件理事長がR社から借り入れた形にしたこと、その一方で、本件理事長の収入額に鑑みると、本件理事長が個人としてP社から8000万円を借り入れることは不可能であったことをそれぞれ供述した。

これらの供述は、相互に符合するものであり、これと反する客観的な証拠も見当たらないから、信用性を認めることができる。

- c これらの供述に加え、前記aのとおり、P社からの8000万円の送金があったのは、原告の設立に際してその基本財産を本件理事長個人から贈与することとする内容の贈与契約が締結された後であること、P社からの入金の翌日に、本件理事長名義の定期預金債権に質権が設定されていること、P社から送金された8000万円は、R社の金融機関口座等を経ることなく、本件理事長名義の銀行口座に入金されていること、さらには、R社の税務会計上、P社からの借入金は計上されていないこと(乙72・18頁)や、前記前提事実(1)ウ(イ)のとおりR社の代表取締役は本件理事長及びその夫である乙理事であること、また、本件理事長自身も、本件犯則調査においては、本件理事長が個人としてP社からの貸付けを受けた旨繰り返し供述等していたこと(乙69、乙70)からすれば、P社から本件借入金の貸付けを受けたのは、P社との関係上R社となっていたと認められるものの、R社と本件理事長との間では、R社が本件理事長のために本件借入金の貸付けを受けるものであり、本件理事長が本件借入金の返済に係る負担を負う旨の合意があったと認めることができる。

(ウ) 本件振込出金と本件借入金との関係

- a P社代表者は、本件犯則調査において、本件借入金の返済に関し、本件理事長から、借入れを受けたR社ではなく、Sという名の別の会社の名前で返済金を振り込む旨の

連絡を受け、実際に、平成24年12月頃、S名義で8000万円が入金されて、本件借入金が返済された旨供述した(乙71)。

この供述は、前記(ア)のとおり、本件資金フロー図の「12/26」の欄に「80,000,000 Pへ返済」との記載があることと符合し、かつ、平成24年12月にS名義で本件振込出金がされた理由を合理的に説明するものであって、信用することができる。

したがって、本件振込出金は、本件借入金の返済としてされたものであると認めることができる。

- b これに対し、原告は、R社は平成24年11月15日にP社に対し本件借入金の全額を返済したから、その後にされた本件振込出金は本件借入金の返済ではあり得ない旨主張する。

しかしながら、かかる主張は、前記aのとおり信用できるP社代表者の供述や、これと符合する本件資金フロー図の記載と矛盾するものであるし、本件振込出金の位置付けを合理的に説明できないものである。また、平成24年7月19日付けで、本件借入金を被担保債権として、8000万円の定期預金債権に対する質権が設定されていたところ(乙71、乙92・2枚目)、本件振込出金に先立つ同年11月15日付けで同質権が抹消されたこと(乙92・3枚目)が認められるものの、貸金債権を被担保債権とする担保権が抹消されるのは、当該貸付債権が弁済されたときに限られるものではないのであるから、かかる事実は、同日までに本件借入金が弁済したことを必ずしも意味するものとはいえない。

したがって、原告の上記主張は採用できない。

(エ) 本件借入金の弁済による本件理事長の経済的利益の有無

前記(イ)のとおり、本件理事長は、R社との間で、本件借入金の返済に係る負担を負う旨の合意をしていたと認められる。そして、本件振込出金によって、本件借入金に係るR社の債務が消滅することにより、本件理事長はかかる負担を免れたのであるから、これによって本件理事長は本件借入金と同額の8000万円の経済的利益を得たと評価することができる。

これに対し、原告は、仮に本件借入金が本件理事長に対する貸付けであったとしても、本件理事長はこれによって得た8000万円を全て原告のために費消したから、本件理事長には利得がない旨主張する。しかしながら、本件理事長は、上記のR社との合意に基づき本件理事長自身が負う本件借入金に係る負担を、原告の財産をもって免れたものである以上、本件理事長が別途原告との間で締結した贈与契約に基づいて原告に8000万1000円を拠出し、本件借入金をその原資としたからといって、本件理事長に利得がないことにはならないから、原告の上記主張は採用できない。

(オ) 小括

以上によれば、本件理事長は、本件振込①及び本件振込②によってS口座に移転された原告の財産の一部である8000万円を、本件振込出金によりP社に送金することで、本件理事長自身がその返済に係る負担を負う旨合意した本件借入金に係る債務を弁済し、その負担を免れたものであるから、本件理事長は、原告の財産をもって上記の負担を免れ、同額の経済的利益を得たと認めることができる。

エ 結論

以上のとおり、本件理事長は、前記（２）のとおり原告の代表者として原告を実質的に支配する地位を濫用して、原告の業務の一部であるＢⅠの建築工事を通じて、合計８０９０万円の金員を原告から支出させて同額の経済的利益の給付を受けたといえることができる。そして、同金員が本件理事長個人の計算又は危険において独立して行われる業務等から生じたものであることをうかがわせる事情もないのであるから、同金員は、本件理事長が原告の代表者として提供した労務又は役務の対価として、原告から臨時の一時金として受けた給付に当たると評価することができる。

したがって、本件現金出金及び本件振込出金によって本件理事長が受けた合計８０９０万円の経済的利益の給付は、いずれも、原告から本件理事長に対する賞与として、本件理事長の給与所得に該当する。

（４）本件送金及び本件各小切手交付の給与所得該当性

ア ＢⅡ工事請負契約上の請負代金額及び本件国外送金の性質

（ア）請負代金額増額の経緯

a 前記前提事実（３）イ（ア）のとおり、平成２６年２月１０日に締結されたＢⅡ工事請負契約書には、ＢⅡ工事請負契約上の請負代金額が１３億７０００万円（消費税等を除く。）である旨の記載がある。

一方、原告及びdは、平成２６年２月２２日付けで、ＢⅡ工事請負契約書において「医療機器設備工事」が請負業務の一つとされていることについて、原告は、dが医療機器等に関する技術的な専門知識等がないことを知悉しながら、同業務を追加したものであること、それゆえに、dは、医療機器等の搬入及び設置につき、瑕疵等があった場合であっても、原告に対し何らの責任を負わないことなどを記載した「覚書」を締結した（乙２８。以下「本件ＢⅡ覚書」という。）。

b 同契約に関し、d顧問は、本件における証人尋問において、dは当初ＢⅡ工事請負契約上の請負代金額を８億１０００万円（消費税等を除く。）と見積もっていたものの、本件理事長又は乙理事から、医療機器の購入代金として５億６０００万円を請負代金額に加えるよう依頼を受け、これに応じて、これらを加算した１３億７０００万円を請負代金額として同工事に入札し、これを落札した旨証言し、本件犯則調査においても同旨の供述をした（乙７３、７４）。

この証言ないし供述は、ＢⅡ工事請負契約書及び本件ＢⅡ覚書の内容のほか、d顧問が本件犯則調査において被告に提出した工事内訳書（乙７４・１６枚目）と符合するものであり、信用することができる。なお、原告は、dと原告との間でＢⅡの建築工事に係る紛争が生じており、dが原告を倒産させてその追及を免れるために虚偽の申立てをしたものであるから、d顧問の本件犯則調査における供述は信用性がない旨主張するが、前記（３）ア（ア）b（c）と同様の理由から、この点をもってd顧問の供述に信用性がないということとはできない。

c したがって、本件理事長は、ＢⅡ工事請負契約に関し、dの当初の見積りより高い金額での入札を依頼し、かかる依頼に基づいてＢⅡ工事請負契約書が作成されたと認めることができる。

なお、dに対して直接かかる依頼をしたのが本件理事長と乙理事とのいずれである

かは明らかでないものの、仮に乙理事であったとしても、乙理事は本件理事長の夫である一方、本件理事長と異なり代表権を有しない原告の理事であることからすれば、かかる依頼は本件理事長の意思に基づくものであったと認めることができる。

(イ) 請負代金額増額の目的及び本件国外送金の性質

- a (a) 前記前提事実(3)イ(イ)bのとおり、原告は、平成26年7月25日、BⅡ工事請負契約に基づく鉄骨建方完了時の請負代金として、dに対し、6億円を支払った(本件振込④)。

そして、前記前提事実(3)ウのとおり、dは、同月30日、g社受取口座に対し3億円を振り込んだ(本件国外送金)。

- (b) 本件国外送金に関して、原告及びdは、同月25日付けで、BⅡ工事請負契約書に基づき、dが原告から、g社を売主とする契約を締結すること及びその代金として3億円を同社に振り込むことを指示されたため、契約書に記名捺印し、かつ、同月31日までにg社受取口座に3億円を振り込むことを約する旨とともに、同振込によって、平成26年2月14日付けでS宛てに行った1億5000万円の振込と合わせて、医療関連の支払は4億5000万円となったことをそれぞれ確認する旨が記載された「確認書」(乙29。以下「本件BⅡ確認書」という。)を締結した。

また、本件国外送金に関しては、g社からdに対し、CTスキャナー等の機器を売買代金合計3億円(消費税を含む。)で売却する旨の「商品販売契約」に係る契約書(乙31・4ないし9枚目)及びg社名義でdに宛てて発行された、CTスキャナー等の機器の代金として、平成26年7月31日を支払期日として合計3億円の支払を求めるインボイス(乙31・2及び3枚目。以下、上記契約書と併せて「本件販売契約書等」という。)が存在する。

- (c) 一方で、BⅡに対し、本件販売契約書等に記載されたCTスキャナー等の機器その他の医療機器が納入されたとの真実はない(争いのない事実)。

- b これらの経緯につき、d顧問は、本件における証人尋問において、前記(ア)bの証言に加え、BⅡ工事請負契約の締結後、入札完了時の請負代金の支払を受けた直後に、原告からの指示を受けて、Sに対して1億5000万円を振り込んだこと、そのような経緯等を踏まえて、dが文案を作成した上で、原告との間で本件BⅡ覚書を締結したこと、その後、原告からの指示を受けて、g社受取口座に3億円を振り込むことを約し、その事実を確認することなどを目的として、原告との間で本件BⅡ確認書を締結したこと、さらに、g社受取口座への振込に際し、請求書及び契約書を交付するよう原告に要望したところ、原告から本件販売契約書等の交付を受けたことを、それぞれ証言した。

この証言は、BⅡ工事請負契約、本件BⅡ覚書及び本件BⅡ確認書の内容と符合するものである一方、他にこれと矛盾する客観的な証拠もないから、信用することができる。

- c 前記a及び同bを踏まえ、請負代金額増額の目的及び本件国外送金の性質について検討する。

- (a) 原告は、BⅡ工事請負契約上の請負代金額の増額及びdからg社への3億円の支

払につき、医療機器の購入代金である旨主張する。

この主張は、前記（ア）bのとおり、BⅡ工事請負契約の入札に際し本件理事長がdに対してしていた説明や、本件販売契約書等の内容と符合するものである。

その一方で、g社は、その事業として、チリ、南アフリカ、アメリカ、ヨーロッパでの物品の調達、マーケティング及び金融コンサルティングサービスに資金を提供するほか、長期的には、これらの各国から生鮮及び加工食品の調達を行う仲介業者としての役割を果たす見込みであるとされている（乙75の1、2）ものの、医療機器の販売を行っていることをうかがわせる証拠はない。また、本件理事長及び乙理事は、dに対し、医療機器の設置について何らの連絡もしていないところ（争いのない事実）、dがBⅡの仮差押えを行い原告との紛争が顕在化したのが平成27年1月頃であるとうかがわれること（甲3）や、BⅡが完成して原告に引き渡されるまでは医療機器の設置が不可能であったとほかがわれないことからすれば、仮に本件海外送金が真に医療機器の代金の支払だったのであれば、本件海外送金が行われた平成26年7月30日から平成27年1月頃までの約5ないし6か月間、その設置につき、BⅡの建築工事の施工者であるdを交えた協議が何ら行われていないのは不自然というほかない。さらに、後記イ及びウのとおり、本件海外送金によりg社受取口座に入金された3億円のうち合計2億8000万円は、本件送金及び本件各小切手交付等により本件理事長名義の銀行口座に移転されていると認められるところ、仮にこの3億円が医療機器の購入代金としてg社に対して支払われたものであったとすると、かかる移転を合理的に説明することはできない。

なお、d顧問の本件の証人尋問における証言によると、BⅡ工事請負契約上の請負代金として原告からdに支払われた13億7000万円のうち5億6000万円は、医療機器の代金であるとの説明を受けていたと認められる一方、dから原告の指示により医療機器の代金との名目でS及びg社に支払われたのは合計4億5000万円であり、残り1億1000万円については、原告からdに対する支払等の指示はされていないところ、原告はこの点が不自然である旨主張する。しかしながら、これは、かかる1億1000万円についても本件理事長に移転させるなどする意図であったところ、BⅡの建築をめぐる原告とdとの間の紛争が発生したことなどの何らかの事情でこれが困難となり、dに残されたままとなったにすぎないとも考え得る上、そもそも、仮に当該1億1000万円が真に医療機器の代金の支払に充てられる予定であったとしても、直ちに、S及びg社に支払われた4億5000万円も同様の代金の支払であったということはできないのであるから、必ずしも5億6000万円の支払の全てが真に医療機器の代金の支払であったことを示すものとはいえない。したがって、上記原告の主張は採用することができない。

(b) そして、他にBⅡ請負契約上の請負代金に係る増額分が、何らかの反対給付を伴うものであったことをうかがわせる事情はないことからすると、本件理事長の指示により、BⅡ工事請負契約上の請負代金額が増額され、同契約上の代金の一部が医療機器の代金との名目でg社に支払われたものの、これは、医療機器の代金名目で請負代金を増額させたものにすぎず、何らの反対給付を伴うものでもなかったと認めることができる。

(ウ) 小括

したがって、本件振込④により原告からdに支払われた金員の一部が、本件理事長の指示により、g社からdに対する何らの反対給付も伴わずに、本件国外送金によってg社受取口座へと移転したものであるということが出来る。

イ 本件国外送金と本件送金との関係

(ア) 前記前提事実(3)エのとおり、本件国外送金の16日後である平成26年8月15日、g社送金口座から6000万円が送金され、同月19日、本件理事長h口座に同額が入金された(本件送金)。

g社受取口座とg社送金口座とは、同一銀行における同一口座番号を有する口座であり、かつ、本件国外送金の送金元となったe銀行四日市支店に提出された外国送金依頼書兼告知書等(乙30)に記載された取引番号と同一の番号が、g社送金口座において送金を受けた際の取引履歴にも記録されていること(乙33の1、2)からすれば、そこに記載された住所が異なることを考慮しても、これらの口座が同一の預金口座であり、本件国外送金が同口座に対してされたものであることは明らかである。そして、本件国外送金と本件送金とが時間的に比較的近接していることに加え、本件国外送金がされる直前のg社口座の残高は9万4453円であり、その後、本件送金がかかるまでの間、g社口座に対する入金はないこと(乙33の1、2)からすれば、本件国外送金によってg社口座に入金された3億円の一部が、本件送金により移転したことは明らかである。また、g社口座からの出金の4日後に、本件理事長h口座に、f銀行のg社名義の口座から6000万円が入金されていること(乙32)からすれば、この6000万円が、g社口座から出金された6000万円と同一性を有することは明らかである。

また、本件理事長h口座の名義人が本件理事長であることに加え、前記アのとおり本件国外送金が本件理事長の指示に基づいてされたものであることからすれば、本件送金もまた、本件理事長の意思に基づいてされたものと認めることができる。

したがって、本件国外送金によりdからg社に支払われた金員の一部である6000万円が、本件理事長の意思に基づき、本件送金によって本件理事長h口座に移転したものであるということが出来る。

(イ) これに対し原告は、本件理事長h口座に入金された6000万円はⒶからの貸付金の弁済であり、g社口座から送金されたものではない旨主張する。

しかしながら、かかる主張は、前記(ア)のとおり同入金がg社名義の口座からされたものであることと矛盾するものであるし、本件理事長がⒶなる人物に対して金銭を貸し付けていたことを示す客観的な証拠はないから、採用することができない。なお、原告は、本件各処分に対する審査請求において、上記と同様の主張をし、かかる貸付金の証拠として、Ⓐが作成したという領収証等の資料を提出したが(乙2の2)、これらの資料が真に同人が作成したものであるかは何ら明らかでなく、その内容も必ずしも貸付金の存在を示すものとはいえないから、これらの資料をもって、本件理事長からⒶに対して金銭を貸し付けていたと認めるには足りない。

ウ 本件国外送金と本件各小切手交付との関係

(ア) g社口座からr社への送金

平成26年8月26日、g社口座から、r社に対し、「g社から甲への支払」として、

2億2000万円が送金され（乙33の1及び2・各1及び4枚目）、同月27日、r社は、同送金に係る金員をi銀行に開設されたr社名義の口座に入金した（乙89の1・5枚目、乙89の2・3枚目）。なお、g社口座における同送金に係る取引履歴には、上記i銀行に開設されたr社名義の口座の口座番号と同一の番号が記載されていることからすれば、同口座に入金された金員が、上記g社口座からの送金に係る金員であることは明らかである。

本件国外送金と上記r社に対する送金とが時間的に比較的近接していることに加え、本件国外送金がされる直前のg社口座の残高は9万4453円であり、その後、上記r社に対する送金ができるまでの間、g社口座に対する入金はされていないこと（乙33の1、2）からすれば、本件国外送金によってg社口座に入金された3億円の一部が、上記r社に対する送金により移転したことは明らかである。

(イ) i銀行による本件小切手の振出し及び本件理事長による受領

a 後掲の証拠及び弁論の全趣旨から、以下の事実が認められる。

i銀行は、平成26年8月28日、名宛人を本件理事長、支払地を同銀行東京支店、取組人（依頼人）をr社とし、額面金額を2750万円とする8枚の小切手を振り出した（乙36の1・1、2、39及び40枚目）。これらの小切手の振出が、前記（ア）のg社口座からr社への送金の翌々日にされたものであり、かつ、振出を行ったのが、同送金に係る金員が入金されたr社名義の口座が開設されたi銀行であることからすれば、同振出は、前記（ア）のとおり送金された2億2000万円を原資としてされたものであると認めることができる。

r社は、同日、運送会社に委託して、本件理事長に対して「書類」を送付し、本件理事長は、同月30日、かかる「書類」を受領した（乙37）。

本件理事長は、平成26年9月19日から平成27年1月5日までの間に、Z銀行に対して上記の各小切手8通の取立てをそれぞれ依頼し、各通の額面金額である2750万円から手数料2万7500円が控除された2745万8764円（合計2億1967万0112円）が、それぞれ本件理事長Z口座に入金された（乙36の1・66ないし73枚目、乙38・3、6、8、9及び19枚目）。

b 前記前提事実（3）オのとおり、本件各小切手の金額等の内容や取立ての時期等は、いずれも前記aの各小切手と一致している一方、本件理事長Z口座に合計2億1967万0112円の入金がされたのは一度のみであることからすれば、前記aの各小切手と本件各小切手とが同一であることは明らかである。したがって、本件理事長は、前記（ア）の送金によってg社口座から移転した金員を原資として、r社の依頼により振り出された額面合計額2億2000万円の本件各小切手を受領することにより、上記額面合計額と同額の経済的利益を得たといえることができる。

c これに対し原告は、本件理事長がZ銀行に取立てを依頼した小切手は④からの貸付金の弁済であり、r社が振出しを依頼したものではない旨主張する。

しかしながら、かかる主張は、前記aのとおり本件各小切手の依頼人がr社とされていることと矛盾するものであるし、前記イ（イ）のとおり、本件理事長が④なる人物に対して金銭を貸し付けていたことを示す的確な証拠はないから、採用することができない。

エ 結論

以上のとおり、本件理事長は、前記（２）のとおり原告の代表者として原告を実質的に支配する地位を濫用して、原告の業務の一部であるBⅡの建築工事を通じて、合計２億８０００万円の金員を原告から支出させて同額の経済的利益の給付を受けたということが出来る。そして、同金員が本件理事長個人の計算又は危険において独立して行われる業務等から生じたものであることをうかがわせる事情もないのであるから、同金員は、本件理事長が原告の代表者として提供した労務又は役務の対価として、原告から臨時の一時金として受けた給付に当たると評価することができる。

したがって、本件送金及び本件各小切手交付によって本件理事長が受けた合計２億８０００万円の経済的利益の給付は、いずれも、原告から本件理事長に対する賞与として、本件理事長の給与所得に該当する。

2 争点２（原告の行為が重加算税の賦課要件を充足するか）について

前記１のとおり、本件理事長は、BⅠ工事請負契約及びBⅡ工事請負契約上の請負代金を請負人であるW及びdとの間でそれぞれ合意した金額より増額させることで、同代金との名目で原告から金員を支出させた後、かかる金員の一部を、工事代金又は医療機器購入代金等の名目で、複数の金融機関口座に順次移転させた上で、同金員に対応する経済的利益の給付を受けたものである。したがって、原告は、本件各送金等に関し、本件理事長に対する賞与の支払であるとの事実を隠ぺいし、請負代金等の支払であるかのように仮装し、その隠ぺい又は仮装したところに基づき、源泉所得税及び源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったということが出来る。

また、同様の理由から、原告が平成２４年１２月分納税告知処分及び平成２６年８月分納税告知処分に係る源泉所得税及び源泉所得税等を法定納期限までに納付しなかったことについて、国税通則法６７条１項ただし書に規定する正当な理由があるとはいえない。

以上によれば、原告の行為は、国税通則法６８条３項所定の重加算税の賦課要件を充足する。

3 本件各更正処分等の適法性について

原告は、本件訴訟において、争点に関する部分のほかに本件各更正処分の根拠及び適法性を争っていないところ、前記１によれば、平成２４年１２月に本件理事長に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税の額及びこれに係る重加算税の額は、それぞれ別表２の「納付すべき源泉所得税の額」欄及び「重加算税の額」欄記載のとおりであり、平成２６年１８月に本件理事長に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額及びこれに係る重加算税の額は、それぞれ別表３の「納付すべき源泉所得税等の額」欄及び「重加算税の額」欄記載のとおりであると認められ、これらは本件各処分において原告の納付すべき税額とされる金額と同額であることから、本件各処分は適法である。

4 結論

よって、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第３８部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 栗原 志保

裁判官 佐藤 貴大

別紙 1

関係法令の定め

1 所得税法等

5 (1) 給与所得の定義

所得税法 28 条 1 項は、給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下「給与等」という。）に係る所得をいう旨定めている。

(2) 源泉徴収義務

10 所得税法 183 条 1 項は、居住者に対し国内において給与等の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを国に納付しなければならない旨定めている。

15 同法 186 条（平成 29 年法律第 4 号による改正前のもの。以下同じ。）は、賞与につき、同法 183 条 1 項の規定により徴収すべき所得税の具体的な税額を定める。また、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 28 条 1 項（平成 27 年 7 月 1 日施行に係る平成 27 年法律第 9 号による改正前のもの。以下同じ。）は、所得税法等の規定により所得税を徴収して納付すべきものは、その徴収の際、
20 復興特別所得税を併せて徴収し、当該所得税の法定納期限までに、当該復興特別所得税を当該所得税に併せて国に納付しなければならない旨定め、同条 2 項は、前項の規定により徴収すべき復興特別所得税の具体的な税額を定めている。

25 2 国税通則法

(1) 不納付加算税

5 国税通則法67条1項（平成30年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。）は、源泉徴収による国税がその法定納期限までに完納されなかった場合には、当該不納付について正当な理由があると認められる場合を除き、税務署長は、当該納税者から、納税の告知に係る税額等の10パーセントの金額に相当する不納付加算税を徴収する旨定めている。

(2) 重加算税

10 国税通則法68条3項（平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。）は、前記(1)の不納付加算税の要件を満たす場合において、納税者が事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったときは、税務署長は、当該納税者から、不納付加算税の額の計算の基礎となるべき税額に係る不納付加算税に代え、当該基礎となるべき税額の35パーセントの金額に相当する重加算税を徴収する旨定めている。

被告の主張する本件各処分の根拠及び適法性

1 本件各納税告知処分の根拠及び適法性

(1) 本件各納税告知処分の根拠

原告による本件各送金等は、いずれも本件理事長に対する賞与（所得税法 28 条 1 項）に該当すると認められる。

したがって、原告は、所得税法 183 条 1 項の規定により、本件理事長に対し、上記各賞与の支払をする際、各賞与に係る所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日までに、これを納付しなければならない。

そして、被告が本訴で主張する原告が納付すべき源泉所得税及び源泉所得税等の額は、以下のとおりである。

ア 平成 24 年 12 月分の賞与に係る源泉所得税の額

原告が平成 24 年 12 月分に本件理事長に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税の額は、別表 2 のとおり、本件理事長に対する賞与と認められる 8090 万円に所得税法 186 条 1 項を適用して算出した 2882 万 6196 円（同別表⑤「納付すべき源泉所得税の額」欄）である。

イ 平成 26 年 8 月分の賞与に係る源泉所得税の額

原告が平成 26 年 8 月に本件理事長に対し賞与を支払った際に徴収すべき源泉所得税等の額は、別表 3 のとおり、本件理事長に対する賞与と認められる 2 億 8000 万円に所得税法 186 条 2 項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法 28 条 1 項及び 2 項の各規定を適用して算出した 1 億 1319 万 8100 円（同別表⑥「納付すべき源泉所得税の額」欄）である。

(2) 本件各納税告知処分の適法性

前記 (1) のとおり、被告が本件訴訟において主張する原告の納付すべき源泉所得税及び源泉所得税等の額は、それぞれ別表 2 の⑤「納付すべき源泉所得税の額」欄及び別表 3 の⑥「納付すべき源泉所得税等の額」欄のとおりであるところ、当該各金額は、いずれも本件各納税告知処分により納付すべき源泉所得税及び源泉所得税等の額と同額である。

したがって、本件各納税告知処分はいずれも適法である。

2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件各賦課決定処分の根拠

前記 1 のとおり、本件各納税告知処分はいずれも適法であるところ、原告が本件各納税告知処分により納付すべき源泉所得税及び源泉所得税等の額については、当該税額を法定納期限までに納付しなかったことに国税通則法 67 条 1 項に規定する「正当な理由」があったとは認められない。そして、原告が本件理事長に対して前記 1 (1) の各賞与を支払ったにもかかわらず、当該各賞与に係る源泉所得税及び源泉所得税等を納付しなかったことは、いずれも国税通則法 68 条 3 項に規定する「納税者が事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺいし、又は仮装したところに基づきその国税をその法定納期限までに納付しなかったとき」に該当するため、同項の規定に基づき、不納付加算税に代え、重加算税を徴収することとなる。

したがって、被告が本訴で主張する本件各納税告知処分に係る重加算税の額は、以下のとおりである。

ア 平成24年12月分納税告知処分に係る重加算税の額

平成24年12月分納税告知処分に係る重加算税の額は、別表2のとおり、当該処分により納付すべき源泉所得税の額2882万6196円に国税通則法118条3項を適用し、100分の35を乗じて算出した1008万7000円(同別表⑥「重加算税の額」欄)である。

イ 平成26年8月分納税告知処分に係る重加算税の額

平成26年8月分納税告知処分に係る重加算税の額は、別表3のとおり、当該処分により納付すべき源泉所得税等の額1億1319万8100円に国税通則法118条3項を適用し、100分の35を乗じて算出した3961万6500円(同別表⑦「重加算税の額」欄)である。

(2) 本件各賦課決定処分の適法性

前記(1)のとおり、被告が本訴で主張する本件各納税告知処分に係る重加算税の額は、別表2及び同3の各「重加算税の額」欄のとおりであるところ、当該各金額は、いずれも本件各賦課決定処分における重加算税の額と同額である。

したがって、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

別表1 本件各処分の課税の経緯

(単位：円)

			本件各処分 (本件各納税告知処分) (本件各課税決定処分)	審査請求	審査裁決
			平成29年8月28日	平成29年11月27日	平成30年11月6日
平成24年 12月分	法定納期限	賞与の金額	80,900,000	0	棄 却
	平成25年1月10日	本税の額	28,826,196	0	
		重加算税の額	10,087,000	0	
平成26年 8月分	法定納期限	賞与の金額	280,000,000	0	
	平成26年9月10日	本税の額	113,198,100	0	
		重加算税の額	39,616,500	0	

別表2 原告が納付すべき平成24年12月分の源泉所得税の額

(単位：円)

①	②	③	④	⑤	⑥
賞与の金額	税額表の適用区分及び扶養親族の数	賞与の金額の計算の基礎となった期間	6分の1に相当する金額 (①÷6)	納付すべき源泉所得税の額	重加算税の額
80,900,000	甲欄 2人	6月	13,483,333	28,826,196	10,087,000

注1：原告は平成24年11月2日に設立された法人であり(乙第3号証)、賞与の金額の計算の基礎となった期間は、6か月以下である。

注2：前月(平成24年11月)中に支払った又は支払うべきその他の給与等はないため、税額は、所得税法186条1項1号口により算定する。

注3：所得税法186条1項1号口の「別表第二」とは、所得税法(平成24年3月31日法律第16号による改正前のもの。)別表第二をいう。

注4：納付すべき源泉所得税の額の具体的な算定方法は、以下のとおりである。

$$(13,483,333円 - 1,760,000円) \times 38\% + 349,500円 = 4,804,366円$$

$$4,804,366円 \times 6 = 28,826,196円$$

注5：重加算税の額の算定方法は、以下のとおりである。なお、重加算税の基礎となる税額は、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てる。

$$28,820,000円 \times 35\% = 10,087,000円$$

別表3 原告が納付すべき平成26年8月分の源泉所得税等の額

(単位：円)

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
賞与の金額	税額表の適用区分及び扶養親族の数	6分の1に相当する金額 (①÷6)	前月中に支払った又は支払うべきその他の給与等の金額	合計額 (③+④)	納付すべき源泉所得税等の額	重加算税の額
280,000,000	甲欄 2人	46,666,666	421,744	47,088,410	113,198,100	39,616,500

注1：賞与の金額(2億8000万円)は、前月(平成26年7月)中に支払った又は支払うべきその他の給与等の金額(42万1744円)の十倍に相当する金額を超えるため(乙第4号証)、税額は、所得税法186条2項1号により算定する。

注2：所得税法186条2項1号の「別表第二」とは、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第29条第1項第1号の規定に基づき、同号に規定する所得税法別表第二から別表第四までに定める金額及び復興特別所得税の額の計算を勘案して財務大臣が定める表を定める件別表第一(平成25年5月31日財務省告示第175号による改正前のもの。)をいう。

注3：納付すべき源泉所得税等の額の具体的な算定方法は、以下のとおりである。

$$(47,088,410円 - 1,740,000円) \times 40.84\% + 357,920円 - 11,860円 = 18,866,350円$$

$$18,866,350円 \times 6 = 113,198,100円$$

注4：重加算税の額の算定方法は、以下のとおりである。なお、重加算税の基礎となる税額は、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てる。

$$113,190,000 \times 35\% = 39,616,500円$$